

広島県告示第八百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十四年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
住所	
名称	

司書士法人アヴァンクス・リ  
ーガルサービス・グループ

大阪府中央区北浜二丁目二番  
二二号

平成二十四年一月二十九日  
(平成二十四年一月二十九日)  
平成二十五年三月三十一日